

地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金の控
除対象に相応しい特定非営利活動法人の指定基準につ
いて

答申

平成 26 年 11 月 11 日

大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会

目 次

I	はじめに	1
II	検討にあたっての基本的な考え方について	2
III	指定基準について	3
IV	審議の経緯	6
	参考資料	9
	○地方税法（昭和25年法律第226号） 抜粋	
	○「大阪府府民協働促進指針」 概要	
	○大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会 検討経過	
	○大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会 委員名簿	
	○大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会 規則	
	○大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会における審議について（諮問）	

I はじめに

大阪府においては、地域における民間公益活動の活性化により地域課題の解決促進を図ることを目的に、地域で公益的な活動を実施する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）を条例で指定し、当該法人に対して府民が寄附を行った場合に、個人府民税の所得割の税額控除を行う制度、いわゆる「市民公益税制」の導入を検討してきた。府では、同制度の導入により、多くの府民の寄附を通じてNPO法人の活動が活性化し、行政や地域の自治会などとの協働による取組みによって、地域課題の解決を図ろうとする「共助社会」の実現を目指している。

そのため、府では平成26年4月、大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会を設置し、大阪府知事から同審議会に対し、地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金の控除対象に相応しいNPO法人の指定基準等に関する考え方について諮問がなされた。

これを受けて、本審議会では、同年4月から10月にかけて計7回にわたり、諮問理由及び『大阪府府民協働促進指針』の趣旨、目標を念頭に置きながら、指定基準等のあり方について議論を重ねてきた。

この間、6月から7月にかけて事務局が聴取した府内全市町村の意見や要望、また9月から10月にかけて行われた府民意見募集に寄せられた意見について報告を受けるとともに、8月に大阪府が主催した「NPOとの意見交換会」には審議会全委員が出席し、NPO法人や中間支援団体等の意見を直接聴取した。

これらの意見等も参考にしながら、さらに指定基準等に関して審議を重ね、このたび、審議会として意見をとりまとめたので答申する。

大阪府においては、本答申を踏まえ、共助社会の実現、寄附文化の醸成に資する「市民公益税制」の導入を推進し、着実に制度の定着・発展を図られることを希望する。

Ⅱ 検討にあたっての基本的な考え方について

1 指定NPO法人について

大阪府では、3,500 近いNPO法人がさまざまな分野で民間公益活動を展開している。広域にわたり活動を展開している法人もあれば、市町村やその一部の地域における活動に重点を置き、行政や自治会など地縁による団体と連携して地域課題の解決に向けた活動を展開している法人も少なくない。

これらのNPO法人は、地域活動の重要な担い手として地域社会に不可欠な存在となっているが、府内で寄附金優遇税制の対象となる認定NPO法人は12法人、仮認定NPO法人は8法人にとどまっている（平成26年3月末現在）。

地方税法第37条の2第1項第4号では、NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として道府県の条例で定める寄附金について税額控除の対象になるものとされている。同号の規定による道府県の条例の定めは、当該寄附金を受け入れるNPO法人（控除対象NPO法人）からの申し出があった場合において適切と認められるときに行うものとされ、当該条例において、控除対象NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないものとされている。

府では、同号に掲げる控除対象NPO法人からの申し出が適切と認められたときに条例で定めるNPO法人のことを「指定NPO法人」と呼称しており、本審議会においてもその用例にしたがい、寄附金税額控除の適用対象法人を「指定NPO法人」と称し、その指定基準の考え方を検討することとした。

2 指定基準検討の基本的視点

指定NPO法人の指定基準検討に当たって、本審議会では、NPO法人が指定の申し出（以下「申請」という）を行う上での「申請適格性」として、事務所要件、活動実績要件、欠格事由等の必要性を検討した。

また、寄附金税額控除対象法人として府民の理解を得る上で必要と考えられる、法人の事業運営や活動内容の適正さ等に係る「基本要件」のあり方を検討した。

さらに、法の趣旨を踏まえ、府民からの支持や高い公益性を評価する基準として、寄附金要件などの定量的基準とともに、『大阪府府民協働促進指針』に掲げる協働の取り組みなど定性的基準のあり方について検討を行った。

なお、指定基準の検討に際しては、必要に応じて内閣府によるNPO法人の実態調査のデータも参考にし、先行道府県の基準も参照した。

Ⅲ 指定基準について

1 申請適格性

申請しようとするNPO法人は、次の(1)、(2)、(3)のいずれの要件も満たす必要がある。

(1) 事務所要件

大阪府内の地域における住民福祉の増進に資する活動実態を把握するため、必要に応じて事務所において事業実態や帳簿などを現認すること等から、主たる、従たるに関わりなく、府内に事務所を有する法人を対象とする。

(2) 活動実績要件

安定的な運営が図られる見込みや事業の継続性及び将来の発展性など法人活動の持続可能性を判断するため、2事業年度以上の活動実績を有する法人を対象とする。

(3) 欠格事由

次の①から⑥のいずれかの事由に該当するようなNPO法人に対する寄附金を、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として個人府民税の税額控除の対象とすることは、府民の理解が得られないと考えられるため、これらの事由のいずれにも該当しない法人を対象とする。

- ①役員が禁錮以上の刑に処せられた者や暴力団の構成員等である
- ②認定又は指定の取消しの日から5年を経過していない
- ③定款又は事業計画の内容が法令等に違反している
- ④国税又は地方税の滞納処分を受けている
- ⑤国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない
- ⑥暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある

2 基本要件

法人の事業活動、運営組織及び経理等に係る下記の要件は、認定NPO法人の場合と同様、指定NPO法人においても必要不可欠な基本要件とする。

- (1) 事業活動のうち、共益的な活動の占める割合が50%未満であること
- (2) 運営組織及び経理が適切であること
- (3) 事業活動の内容が適正であること
- (4) 事業報告書、役員名簿、定款等について閲覧の請求があった場合、正当な理由がある場合を除いて、その事務所において閲覧させること
- (5) 各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出していること
- (6) 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等がないこと

3 府民等からの支持、公益性の高さを確認する基準

法人の活動が府民等の支持を得て公益性の高いものと認められるには、まず、法人自らがその活動実績や財務情報などを積極的に情報公開し、法人の活動の透明性を向上させていることが必要である。その上で、多くの府民等が実際に法人の活動を支持していることを確認するため、寄附金収入の実績や、地域課題の解決に向けたさまざまな団体との協働を指標とする。これらは、寄附を通じてNPO法人の財政基盤の強化やその活動の活性化を図るとともに、協働による取組みによって地域課題の解決を図る「共助社会」を実現しようとする本制度導入の趣旨にも沿うものである。

よって、次の(1)、(2)、(3)のいずれの要件も満たす必要がある。

(1) 情報発信要件

府民の理解を促進するため、法人の活動について、積極的かつ適切に情報を発信し、更新していることが必要である。

(2) 寄附金要件

次の①又は②のいずれかに該当することが必要である。

① 総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上であること

総収入に占める寄附金収入の割合(相対値基準)は、法人の財政規模にかかわらず達成し得る基準の選択肢の一つとして、認定NPO法人の場合と同様の基準を置くものとする。

② 年3,000円以上の寄附金を年平均50人以上の寄附者から得ていること

一定額以上の寄附金を一定数以上の寄附者から得ていること(絶対値基準)については、認定NPO法人の場合(年3,000円以上の寄附金を年平均100人以上の寄附者から得ていること)に比べ寄附者数を「年平均50人以上」に改める。

(3) 協働要件

さまざまな団体と協働して、府内の地域課題の解決に向けた活動を行っていることが必要である。

『大阪府府民協働促進指針』では、地域におけるさまざまな団体の協働による取り組みを通じた「共助社会」の実現を目指している。

府内全市町村に対する聴取結果からも、地域の課題は多岐にわたっており、その解決に向けた協働の取り組みも多様な主体の組み合わせを想定する必要がある、一律あるいは画一的な評価基準にはなじみ難いと考える。

このため、協働要件については、個々の申請法人ごとに、その協働の取り組みが府内の地域課題の解決に向けた活動となっているか等を、第三者等の意見も参考にして具体的に評価し判断する必要がある。

以上の指定基準について、次頁に別表として一覧を掲げた。

別表 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金の控除対象に

相応しい特定非営利活動法人の指定基準について

要件	内容
1 申請適格性	次の(1)、(2)、(3)のいずれの要件も満たしていること
(1) 事務所要件	大阪府内に事務所を有していること ・事務所の主たる、従たるは問わない
(2) 活動実績要件	2事業年度以上の活動実績を有すること ・条例指定の申出日より前に終了した直近の2事業年度を「実績判定期間」とする。
(3) 欠格事由	次の①～⑥のいずれにも該当しないこと ① 役員が禁錮以上の刑に処せられたり、暴力団の構成員等である ② 認定又は指定の取消しの日から5年を経過していない ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している ④ 国税又は地方税の滞納処分を受けていること ⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない ⑥ その他 暴力団、暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある
2 基本要件	次の①～⑥のいずれにも該当すること ① 事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満であること ② 運営組織及び経理が適切であること ③ 事業活動の内容が適正であること ④ 情報公開を適切に行っていること ⑤ 事業報告書等を所轄庁に提出していること ⑥ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
3 府民等からの支持、公益性の高さを確認する基準	次の(1)、(2)、(3)のいずれの要件も満たしていること
(1) 情報発信要件	府民の理解を促進するため、法人の活動について、積極的かつ適切に情報を発信し、更新していること。
(2) 寄附金要件	次の①又は②に該当すること(実績判定期間中の年平均) ① 年間の総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上 ② 年3,000円以上の寄附者が年平均50人以上
(3) 協働要件	さまざまな団体と協働して、府内の地域課題の解決に向けた活動を行っていること

IV 審議の経緯

上記の指定基準の考え方に到る審議の経緯について付言する。

1 申請適格性

申請するNPO法人にとって分かりやすく、府としても指定に係る事務を適切に進められるよう、申請を行うことができる法人の適格性として、(1)事務所要件、(2)活動実績要件、(3)欠格事由を定めるものとした。

(1) 事務所要件

審議過程においては、大阪府内で活動するNPO法人のうち、府内に事務所を有しない法人も指定の対象とする可能性も検討したが、地域に密着した活動や地域貢献を重視する観点や、指定に当たり必要に応じて当該法人の事務所での現認も必要となることから、大阪府内に事務所を設けて活動を行っていることを要件とした。

(2) 活動実績要件

活動実績要件については、広く申請を行ってもらうため、同要件を設けないことも含めて検討したが、法人の安定的な運営が図られる見込みや事業の継続性及び将来の発展性など、法人活動の持続可能性を判断するためには、法人について一定の活動実績を必要とするものとした。

その際、NPO法人としては活動実績のない新設法人の初動期間を支援する観点から、申請法人が任意団体であった期間の活動実績も活動実績と見なすこととしてはどうかとの意見もあった。しかし、任意団体の期間の活動がNPO法人としての活動に準ずる非営利性や公益性を有するか否かを判断する基準の設定や、他の指定基準における活動としても整合するか否か等の判断が、実際の審査においては困難ではないか等の指摘もあった。その結果、活動実績要件としては、NPO法人として「2事業年度以上の活動実績を有すること」を求めることとした。

(3) 欠格事由

府民の理解を得る上で、指定NPO法人においても、税金の滞納が無いことや法令遵守の姿勢など、認定NPO法人と同様の欠格事由に該当しないことを求める必要がある。

なお、認定NPO法人の欠格事由のうち、「認定の取消しの日から5年を経過しない」という事由については、そのままでは指定を取り消された法人が直ちに再び指定を申請することが可能となるため、「認定又は指定の取消しの日から5年を経過しない」と改めた。

2 基本要件

指定NPO法人への寄附金は個人住民税の税額控除の対象となるため、府民の理解が得られるよう、指定NPO法人には、法人の基本である事業運営や活動内容等の適

正さが望まれることから、認定NPO法人と同様の基本要件を求めることとした。

3 府民等からの支持、公益性の高さを確認する基準

上記の基本要件に加え、幅広い府民等からの支持を得ながら、協働により地域課題の解決に貢献する取り組みを行うNPO法人の活動に着目し、(1)情報発信要件、(2)寄附金要件、(3)協働要件の三つの要件を必須の要件とした。

(1) 情報発信要件

他団体等との協働を進め、府民からの寄附やボランティアを募るためには、法人自らが法人活動について、積極的かつ適切に情報を発信し、更新していることが必要である。

なお、法人の情報が一般府民に広く公開され、府民が入手しやすい状況に置かれているならば、情報発信の方法については限定しないこととした。

(2) 寄附金要件

認定NPO法人制度において、寄附金にかかるパブリック・サポート・テスト（以下「PST」という。）の要件は、幅広く市民の支持を得ていることを証する重要な指標となっている。

指定NPO法人は、条例の個別指定によりこのPST要件を満たすものとされることから、その指定基準を検討する上では、認定NPO法人のPST要件と同様の寄附金要件を併用しなければならないわけではない。そこで、審議過程では、寄附金要件を設けないことも含めて検討した。

審議の結果、本制度の導入の目的として、寄附文化の醸成を図り、寄附金収入の確保によりNPO法人の財政基盤を強化してその自立的運営を促進することが掲げられている以上は、何らかの寄附金要件は必要であるとの結論に達し、指定NPO法人についても、認定NPO法人と同様、下記のとおり①相対値基準と②絶対値基準の二つの選択肢を設け、いずれかに該当することが必要であるとした。

① 年間の総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上（相対値基準）

認定NPO法人制度においては、当初のPST要件であった相対値基準が、事業収入の多いNPO法人にとっては満たしにくいとの指摘を踏まえ、一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する絶対値基準が導入され、両基準の選択制となった経緯がある。

府における認定NPO法人の場合も、申請に当たり相対値基準より絶対値基準を適用した法人が多い状況にあるが、指定NPO法人については、法人の事業規模にかかわらず達成し得る基準の選択肢の一つとして、相対値基準を設けておく意義があると考えた。

② 年3,000円以上の寄附者が年平均50人以上（絶対値基準）

絶対値基準については、本審議会中間報告（平成26年9月）で示した指定基準（案）までは、認定NPO法人のPST要件である「年3,000円以上の寄附者が年100人以

上」のうち寄附金額の部分で減額して「年2,000円以上の寄附者が年100人以上」とする案とした。

これに対し、「NPOとの意見交換会」では、NPO法人や中間支援団体から、寄附金額が若干減額されたとしても、「寄附者が年100人以上」という基準のままでは認定NPO法人の基準と同等であり、満たすことが困難であり、他方で認定NPO法人の基準にはない協働要件が付加されると、認定NPO法人の基準よりも厳しいのではないかといった意見が多数示された。

こうした意見なども参考に、制度導入後の活用を促す観点から、寄附金額は認定NPO法人と同様に「年3,000円以上」に戻すとともに、寄附者数を「年平均50人以上」とすることとした。

(3) 協働要件

諮問理由及び『大阪府府民協働促進指針』の趣旨を踏まえ、同指針で示された共助社会を目指すために重要とされる「協働」を要件として設けることとした。

審議過程においては、協働の対象には団体、個人が幅広く含まれると考えられることから、団体との協働と、ボランティアなど一定数の個人との協働に分けて指定基準を設ける案も検討した。しかし、同指針や諮問理由のいずれにおいても、地域におけるNPO法人とさまざまな団体との協働による地域課題の解決が重視されていることを踏まえ、指定基準としては「さまざまな団体と協働して、府内の地域課題の解決に向けた活動を行っていること」とした。

制度導入後、個々の申請法人ごとに、その協働の内容を検討し、地域課題の解決に向けた活動となっているか等の観点から、第三者の意見も参考に具体的に評価し判断することが、制度導入の趣旨、目的にかなうものとする。

【参考資料】

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 抜粋

（寄附金税額控除）

第三十七条の二

道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千元を超える場合にあっては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一～三 略

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

2 （略）

3 第一項第四号の規定による道府県の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申し出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

4 （略）

5 （略）

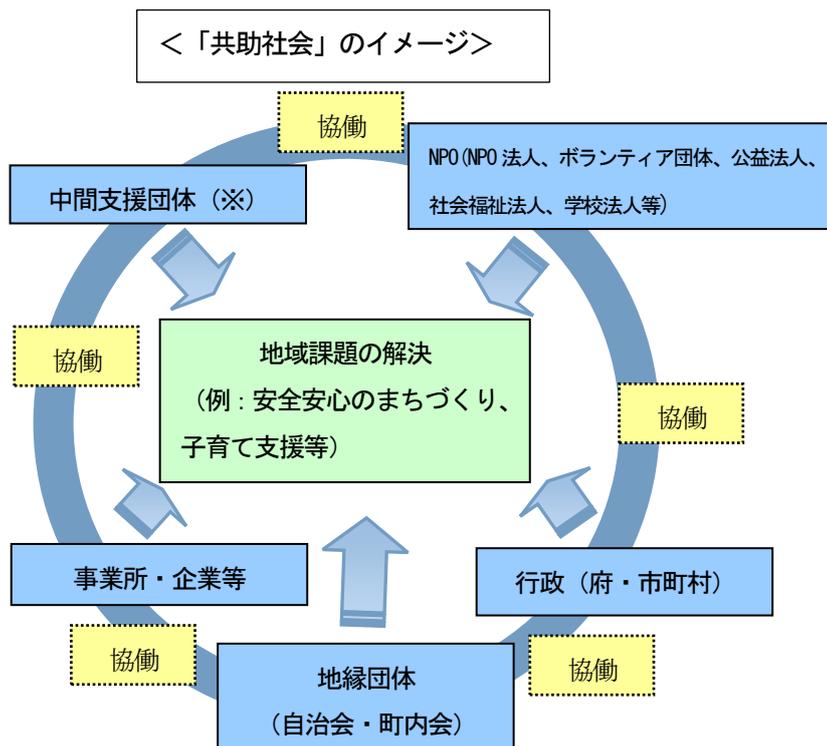
「大阪府府民協働促進指針」 概要

《指針の趣旨》

- 大阪府では、地域におけるNPO法人やボランティア団体、公益法人、社会福祉法人等の自立性を高め、行政や自治会等との協働の取組により地域課題の解決を図り、共助社会の実現に向けた府の具体的な取組内容等を「大阪府府民協働促進指針」としてとりまとめました。(平成26年1月策定)
- 本指針に基づくこれら団体の地域の絆を活かした共助の活動が、課題を抱える人々を下支えすることで支える側に回り、その能力を社会で発揮し助け合える、共助社会の実現を目指しています。

《指針の趣旨》

- ◎近年、地域の実態を適切に把握している地縁団体等に加えて、NPO法人や社会福祉法人、公益法人、企業等といった多様な主体が地域活動に参画し、協働して地域の諸課題を解決していこうとする機運が高まっています。
- ◎地域課題の解決に向けて、地域に存在するさまざまな団体が協働し、それぞれの持ち場で能力を発揮し、助け合い、支え合う社会が本府として目指す「共助社会」です。



「中間支援団体」：地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織

《大阪府の具体的取組》

- (1) ボランティア・NPO法人等の情報整備とネットワークの構築
ボランティアやNPO法人等に関連した情報について、行政側とボランティア・NPO法人等の双方が容易かつ効果的にアクセスすることが可能な双方向のネットワークを構築
- (2) 協働の促進に向けた推進体制の整備
行政（府・市町村）やボランティア・NPO・民間企業等の関係者が一堂に会し、効果的な協働のあり方について意思疎通を図り、情報交換・協議等を行える場の設置
- (3) 社会福祉法人や公益法人、NPO法人等の自立活動の促進に向けた市民公益税制の導入
地域活動の担い手であるNPO法人等の財政基盤の強化を図り、協働の取組みを促進するため、「市民公益税制」の導入を進める。
- (4) 地域社会の実態把握
地域社会の活性化を図るためには、地域の実情に詳しい自治会等との協働も効果的だが、地域の実態はさまざまであるため、自治会等の実態を把握している市町村との意見交換を行い、地域社会の実態把握に努める。

大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会 検討経過

日程等	議 題
第 1 回 平成 26 年 4 月 25 日	(1) 会長・副会長の選任について (2) 会議の公開について (3) 大阪府における新たな特定非営利活動法人条例指定制度の基準の策定等について（諮問）
第 2 回 平成 26 年 5 月 16 日	(1) 大阪府特定非営利活動法人条例指定制度指定基準策定にあたってのスケジュール及び検討資料 (2) 大阪府特定非営利活動法人条例指定制度指定基準について (3) その他
第 3 回 平成 26 年 5 月 23 日	(1) 市民公益税制の効果等について (2) 大阪府特定非営利活動法人条例指定制度指定基準について (3) NPOとの意見交換会について (4) その他
第 4 回 平成 26 年 6 月 27 日	(1) 市町村ブロック会議での意見等について (2) 大阪府特定非営利活動法人条例指定制度指定基準について ①NPO法人の申請から認定・指定までの流れについて ②指定基準（案） (3) その他 ①NPOとの意見交換会について
第 5 回 平成 26 年 8 月 8 日	(1) 大阪府特定非営利活動法人条例指定制度指定基準（案）について (2) NPOとの意見交換会について (3) その他
第 6 回 平成 26 年 10 月 8 日	(1) NPOとの意見交換会、府民意見の募集における意見等及びこれらに対する大阪府の考え方について (2) 大阪府特定非営利活動法人条例指定制度指定基準について
第 7 回 平成 26 年 10 月 24 日	(1) 大阪府特定非営利活動法人条例指定制度指定基準について

平成 26 年 9 月 19 日 「地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金の控除対象に相応しい特定非営利活動法人の指定基準（案）について」 中間報告

大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会 委員名簿

<50 音順・敬称略>

氏 名	職 名	備考
相川 康子（あいかわ やすこ）	特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 専務理事	
池田 尚弘（いけだ なおひろ）	弁護士（大阪弁護士会）	
武智 寛幸（たけち ひろゆき）	税理士（近畿税理士会）	
初谷 勇（はつたに いさむ）	大阪商業大学総合経営学部 教授	◎
水谷 綾（みずたに あや）	社会福祉法人大阪ボランティア協会 事務局長	○

◎会長 ○副会長

大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会規則

大阪府規則第六十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じて、大阪府附属機関条例別表第一第一号の表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人の組織、運営等に関して優れた識見を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、一年以内で知事が別に定める期間とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。

(費用弁償)

第七条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、府民文化部において行う。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

写

男女府第1126号

平成26年4月25日

大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会
会長 初谷 勇 様

大阪府知事 松井 一郎

大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会における審議について（諮問）

標記について、大阪府における新たな特定非営利活動法人条例指定制度の基準の策定等
について、貴審議会の意見を求めます。

〔諮問理由〕

大阪府においては、地域における民間公益活動の活性化により、地域課題の解決促進を図ることを目的に、地域で公益的な活動を実施する特定非営利活動法人を条例で指定し、当該法人に対して府民が寄附を行った場合に、個人府民税の税額控除を行う制度、いわゆる「市民公益税制」の導入を検討しています。

本制度の導入によって、多くの市民の皆様の寄附を通じて特定非営利活動法人の活動が活性化し、行政や地域の自治会などとの協働による取組みによって、地域課題の解決を図ろうとする「共助社会」の実現をめざしています。

そのため、地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金の控除対象に相応しい特定非営利活動法人の指定基準等に関する考え方について、多方面からのご意見を賜りたく、貴審議会に諮問するものです。